

令和7年度 茨城県スクールカウンセラー候補者募集要項

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、茨城県スクールカウンセラーとして、専門的な知識・経験に基づいて児童生徒や保護者、教職員の相談に応じることができる意欲ある人を、次のとおり募集します。

なお、この募集は、提出された書類を審査し、適当と認められる人を茨城県スクールカウンセラー任用候補者として管理台帳に登録するためのものです。茨城県スクールカウンセラーとして任用する場合には、おってご連絡いたします。

また、身分は、茨城県教育委員会が任用する短時間の会計年度任用職員になります。

1 職務内容

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・指導
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集・提供
- (4) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加
- (5) その他児童生徒のカウンセリング等に関し、必要と認められるもの
- (6) 県教育委員会からの要請をうけたカウンセラーは、指導主事等の教育委員会に勤務する者や他のカウンセラーに対して、心理支援に関するスーパーバイズを行う。

2 勤務場所

市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校（以下「市町村立学校」という。）又は、県立中学校・高等学校・中等教育学校（以下「県立学校」という。）

3 勤務形態（現時点では未定 以下は令和6年度の状況）

- (1) 市町村立学校 : 1回7時間、年35回
- (2) 県立学校 : 1回4時間、年32回
: 1回3時間、年32、29、25、20、15回

4 資格

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人
- (2) 次のいずれかに該当する人
 - ① 公認心理師法を根拠とする心理職国家資格「公認心理師」を有する人
 - ② 公益財団法人日本臨床心理資格認定協会が認定した臨床心理士で、日本又は都道府県臨床心理士会に所属している人
 - ③ 精神科医
 - ④ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある人、又はあった人
 - ⑤ 大学院修士課程を修了し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する人
 - ⑥ 大学若しくは短期大学を卒業し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する人
 - ⑦ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する人

5 報酬等

- (1) 報酬：県の規定により支給（参考：令和6年度支給額）
 - スクールカウンセラー：5,000円/時間
上記「4 資格（2）」の①～④に該当する人
 - スクールカウンセラーに準ずる者：3,500円/時間
上記「4 資格（2）」の⑤～⑦に該当する人
- (2) 旅費：県の規定により支給
- (3) 保険等：労災保険加入

6 任用までの手順

- (1) 茨城県スクールカウンセラー管理台帳への登録
 - ① スクールカウンセラーとして任用を希望する人は、本要項8に規定する応募書類を茨城県教育委員会に提出する。
 - ② 県教育委員会は、提出された書類を審査し、適当と認められる場合、茨城県スクールカウンセラー任用候補者として茨城県スクールカウンセラー管理台帳に登録する。（必要に応じて面接を行う場合がある。）

(2) スクールカウンセラーとしての任用

- ① 県教育委員会は、市町村教育委員会又は県立学校からの派遣申請を受け、茨城県スクールカウンセラー管理台帳に登録された人の中から茨城県スクールカウンセラーとして任用する。
- ② 勤務するにあたっては、臨床心理士倫理綱領を順守する義務を課すものとする。

7 応募方法及び応募期間

本要項 8 に規定する応募書類をそろえて、令和 6 年 11 月 8 日（金）必着で提出してください。
〈応募書類送付先〉 〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育庁学校教育部義務教育課 生徒支援・いじめ対策推進室 SC 担当

8 応募書類

任用希望者は、「4 資格（2）」で規定する資格に応じて、以下の書類を提出してください。

応募書類	資格						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
ア「令和 7 年度スクールカウンセラー採用候補申請書」 【様式第 1 号】	○	○	○	○	○	○	○
イ「令和 7 年度スクールカウンセラー勤務希望状況調査票」 【別紙】	○	○	○	○	○	○	○
ウ「資格登録証明書」の写し	○	○					
エ「医師免許状」の写し			○				○
オ「在職証明書」又は「身分証明書」の写し				○			
カ 大学院修了証明書					○		
キ 大学又は短期大学卒業証明書						○	
ク 心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に従事した期間 及び内容等の証明書					○	○	○

【留意事項等】

- ・ ア、イの様式については、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードすること。（手書きも可）
- ・ ウについては、応募期間までに提出できない場合、令和 7 年 1 月 10 日（金）までに、資格審査の合格通知等を義務教育課あて郵送すること。
※「資格登録証明書」が手元に届き次第、写しを提出する。
※ 期限までに郵送できない場合、有資格者としての登録はできない。
- ・ クについては、「在職証明書」等を勤務先から発行してもらい、提出すること。
- ・ カ、キ、クの証明書については、今年度の台帳に登録されている人は提出不要。
- ・ 提出された応募書類は、返却しない。
- ・ 提出された応募書類は、茨城県スクールカウンセラーの配置事業の事務手続きのみに利用し、他の目的では使用しない。

9 その他

- (1) スクールカウンセラー管理台帳登録に係る審査結果については、12 月中旬までに連絡します。
- (2) メールアドレスの登録 ⇒ 今後の連絡に関しては、電子メールを使用します。以下の「問い合わせ先」のメールアドレスに、登録するアドレスより一度メールを送付してください。受信後、こちらより登録完了の返信をします。また、様式第 1 号にもメールアドレスを記載ください。
なお、添付ファイルのデータを開くことができるメールアドレスをお知らせください。
- (3) 任用については、2 月末日までを目途に連絡します。
- (4) 応募いただいた情報は、市町村教育委員会の要望により提供することがあります。

【問い合わせ先】

茨城県教育庁学校教育部義務教育課生徒支援・いじめ対策推進室 SC 担当

電話：(029) 301-5229

FAX：(029) 301-5239

E-mail: gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育庁学校教育部高校教育課生徒支援・いじめ対策推進担当 SC 担当

電話：(029) 301-5262

FAX：(029) 301-5269

E-mail: kokyo5@pref.ibaraki.lg.jp